

新規上場申請のための半期報告書

ウリドキ株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 竹田 正樹 殿

【提出日】 2025年9月2日

【中間会計期間】 第11期中（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

【会社名】 ウリドキ株式会社

【英訳名】 uridoki Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木暮 康雄

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿一丁目6番3号 新宿御苑フロント9階

【電話番号】 050-3181-6247

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 経営管理本部長 三輪 衛

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿一丁目6番3号 新宿御苑フロント9階

【電話番号】 050-3181-6247

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 経営管理本部長 三輪 衛

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	1
第2【事業の状況】	2
1【事業等のリスク】	2
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3【経営上の重要な契約等】	3
第3【提出会社の状況】	4
1【株式等の状況】	4
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【中間財務諸表】	11
2【その他】	18
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	19
期中レビュー報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 中間会計期間	第10期
会計期間	自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月31日	自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日
営業収益 (千円)	697,395	598,639
経常利益 (千円)	109,991	50,062
中間(当期)純利益 (千円)	111,048	64,731
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	61,000	61,000
発行済株式総数 (株)	206,077	206,077
純資産額 (千円)	214,723	103,674
総資産額 (千円)	410,793	289,595
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	53.89	31.71
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	52.3	35.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	95,934	43,741
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△499	△165
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△43,342	△6,230
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高 (千円)	204,705	152,612

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 第10期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第10期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 定款に定める取得条項に基づき、当社の上場申請に向けて、2025年6月26日付で全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2025年6月26日付で当該優先株式を消却しております。なお、当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
6. 当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当中間会計期間(2024年12月1日～2025年5月31日)におけるわが国経済は、コロナ禍からの脱却が進み、個人消費の回復やインバウンド需要の高まりによって経済活動に緩やかな持ち直しの動きがみられました。しかしながら、不安定な国際情勢の中、円安の影響による原材料価格やエネルギー価格の高騰、物価の上昇など、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況の中、当社の属するリユース業界については、フリマアプリやインターネットオークションなどの普及に伴い、消費者にとってリユース品を売買しやすい環境が広がっていることを背景に、市場規模はますます拡大しております。2023年において顕在化しているリユース市場規模は約3.1兆円となり、2030年には約4兆円規模に拡大すると予測されております(「リユース市場データブック2024」リサイクル通信)。また、長期化するインフレ・円安は日本のリユース市場を活性化させる大きな要因となり、特に高単価商品の成長が加速しています。

このような環境の中、当社はC2Bの買取プラットフォームサービス「ウリドキ」の更なる事業投資を行い、「世界を変えるC2B プラットフォームをつくる」という当社のミッションのもと「客観的な価値の情報提供」や「眠っているリユース品(遊休資産)の掘り起こし」に日々取り組んできました。

以上の結果、当中間会計期間の営業収益は697,395千円、営業利益は70,440千円、経常利益は109,991千円、中間純利益は111,048千円となりました。

なお、当社はプラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載は省略しております。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は410,793千円となり、前事業年度末に比べ121,198千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が営業収益増加に伴い52,092千円増加し、売掛金も同様に営業収益増加に伴い72,907千円増加したことによるものであります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は196,070千円となり、前事業年度末に比べ10,149千円増加いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の減少40,000千円があった一方で、未払金及び未払費用が34,588千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は214,723千円となり、前事業年度末に比べ111,048千円増加いたしました。これは、利益剰余金が111,048千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの概況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、204,705千円となりました。

当中間会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、95,934千円の収入となりました。これは主に、売上債権の増加額72,907千円があったものの、税引前中間純利益109,991千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは△499千円となりました。これは有形固定資産の取得による支出499千円を計上したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、43,342千円の支出となりました。これは主に、長期借入金の返済43,342千円によるものであります。

なお、当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成していることから、前中間会計期間との比較分析を行っておりません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間会計期間において、当社の資本の財源及び資金の流動性に係る情報について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,034,843
計	1,034,843

- (注) 1. 2025年6月27日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2025年6月27日開催の臨時株主総会により、同日付で発行可能株式総数は210,843株減少し、普通株式824,000株となっております。
3. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は7,416,000株増加し、8,240,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2025年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年9月2日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	171,234	2,060,770	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	34,843	—		(注) 4、5
計	206,077	2,060,770	—	—

- (注) 1. 定款に定める取得条項に基づき、2025年6月26日付で全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月26日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。
2. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,854,693株増加し、2,060,770株となっております。
3. 2025年6月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. A種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(1) 剰余金の配当

- (a) 当会社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、A種優先株式1株につき5,600円（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「A種払込金額」という。）に1%を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。
- (b) ある事業年度においてA種優先株主等に対してした剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (c) 当会社は、A種優先配当金が支払われた後に残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主等及び普通株主等に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。

(2) 残余財産の分配

- (a) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種払込金額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に1.0を乗じて算出した額（以下「A種優先残余財産

分配額」という。) の金銭を支払う。なお、A種優先残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- (b) 前項によるA種優先株主等に対する支払がなされた後に、なお残余財産があるときは、A種優先株主等に対し、普通株主等と同順位で、A種優先株式1株につき、普通株式1株あたりの残余財産分配額に、その時点におけるA種取得比率(次条(b)に定める)を乗じて得た額と同額の残余財産を分配する。

(3) 取得請求権

(a) 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、当会社に対して、下記(b)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令上可能な範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(b) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、A種払込金額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を下記(c)及び(d)で定める取得価額で除して得られる数(以下「A種取得比率」という)を乗じた額とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(c) 当初取得価額

当初取得価額はA種払込金額と同額とする。

(d) 取得価額の調整

- ① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- (iii) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(d)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、取得価額調整式で使用する「発行済普通株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、(イ)当会社の発行済普通株式数(自己株式を除く。以下本(iii)において同じ。)と、(ロ)発行済潜在株式等(「潜在株式等」とは、新株予約権、新株予約権付社債、その他株式への転換、株式との交換、株式の取得が可能となる証券又は権利(会社法その他の法令の改正により本契約締結後に発行又は付与が可能となったものを含む。)を意味する。但し、当会社が保有するものを除く。以下本(iii)において同じ。)の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする(但し、当該調整の事由により発行済普通株式数又は発行済潜在株式等の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。)。当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」と読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式数}} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{発行済普通株式数} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{調整前取得価額}}}$$

- (iv)当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(iv)において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- (v)行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(v)において同じ。）の合計額が調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(v)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、当会社の取締役、監査役又は従業員に対してインセンティブ目的で当会社の普通株式を目的とする新株予約権を発行する場合であって、かつ、当該新株予約権及び発行済みの新株予約権の目的となる普通株式の合計数（新株予約権が行使され又は当会社に取得されたことにより交付された普通株式の合計数を含む。）が当該発行の時点における発行済株式総数の【10】%以内である場合には、本(v)による取得価額の調整は行わない。
- ②上記①に掲げた事由によるほか、下記(i)乃至(iii)のいずれかに該当する場合には、当会社は株主総会（取締役会が設置された後は取締役会）の決議により、A種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (i)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (ii)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (iii)その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- ③取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ④取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(4)取得条項

当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式につきいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが株主総会（取締役会が設置された後は取締役会）で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、株主総会（取締役会が設置された後は取締役会）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、前条の定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

(5)議決権

- (a)A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (b)A種優先株主は、当会社のA種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(6)合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

- (a)当会社は、当会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは共同株式移転を行うときは、普通株主等に先立ち、A種優先株主等に対し、A種優先株式1株につきA種優先残余財産分配額に相当する額の存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産（以下「割当株式等」という。）が割り当てられるようとする。
- (b)A種優先株主等に対してA種優先残余財産分配額の全額に相当する額の割当株式等が割り当てられた後に、な

お当会社の株主に割り当てられる割当株式等がある場合には、A種優先株主等は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの割当株式等の額に、その時点におけるA種取得比率を乗じて得た額と同額の割当株式等の割当てを受ける。

- (c)前項の場合、A種優先株主等と普通株主等に対する割当株式等の割当てはいずれも同順位とし、A種優先株主等は前項に基づき算出された額の割当株式等の、普通株主等は普通株式1株当たりの割当株式等の、それぞれ割り当てを受ける。

(7) 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (a)当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに同時に同一割合で行う。
- (b)当会社は、当会社の株主に募集株式又は募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (c)当会社は、株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。
- (d)当会社は、株式移転を行うとき（他の株式会社と共同して株式移転を行う場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A種優先株主にはA種優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA種優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- (e)当会社は、単元株式数について定款の変更を行うときは、普通株式及びA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で行う。
- (f) (a)から(e)までの規定は、現にA種優先株式を発行している場合に限り適用される。

(8) 種類株主総会に関する定め

普通株式及びA種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項による種類株主総会の決議を要しない。

(9) 支配権移転取引

- (a) A種優先株主は、以下の事由のいずれかに該当する取引（以下「支配権移転取引」という。）を実行することを当会社が承認した場合、法令上可能な範囲で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該取得の請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、A種優先株式1株につき当該株式の本償還価額（(b)及び(c)において定める。）に相当する額の金銭を、当該優先株主に対して交付する。
- ①当会社が存続会社となる合併又は当会社が完全親会社となる株式交換（但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、かかる行為の直後において引き続き当会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ②当会社の全部若しくは実質的に全部の事業の譲渡（但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、かかる行為の直後において引き続き譲受会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ③当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される吸収分割又は新設分割（但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、かかる行為の直後において引き続き承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）
- ④当会社の株主による当会社の発行済み株式の過半数の譲渡（但し、かかる譲渡の直前における当会社の株主が、当該譲渡の直後において引き続き当会社の総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）
- (b) 本条において本償還価額とは、A種優先残余財産分配額とする。
- (c) 前項に関わらず、支配権移転取引において決定された当該支配移転取引の対価」の総額が、A種優先残余財産分配額に発行済みのA種優先株式の総数を乗じた金額（以下「A種優先残余財産分配額総額」という。）を乗じた額を上回る場合には、当該上回る額を、(a)の請求の時点における発行済み普通株式の数及び発行済みA種優先株式の数にA種取得比率を乗じて得られる数の合計数で除して得られる金額（円未満切捨て）を算出し、当該金額にA種取得比率を乗じて得られる金額を(b)に定める金額に加算した金額を本償還価額とする。
- (d) 請求の日における分配可能額を超えて本条の請求がなされた場合、分配可能額の範囲内の優先株式についてのみ取得の効力が生じるものとし、この場合において当会社がA種優先株主から取得すべきA種優先株式の数は、請求に係る優先株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。
- (e) 当該支配権移転取引の効力発生日の前日までに本条の請求がなされた場合、かかる請求は全て当該支配権移転取引の効力発生日においてなされたものとみなされるものとする。

5. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年12月1日～ 2025年5月31日	—	普通株式 171,234 A種優先株式 34,843	—	61,000	—	11,000

(注) 1. 定款に定める取得条項に基づき、2025年6月26日付で全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月26日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。

2. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,854,693株増加し、2,060,770株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
木暮康雄	東京都港区	54,324	26.36
パズー株式会社	東京都港区港南四丁目6番1号	50,000	24.26
株式会社ニキティス	埼玉県川口市上青木一丁目23番36-607号	19,250	9.34
ディップ株式会社	東京都港区六本木三丁目2番1号	9,822	4.77
TSVF 1 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	8,929	4.33
株式会社ラサ	東京都新宿区高田馬場一丁目33番13号千年ビル	6,061	2.94
アコード・ベンチャーズ1号C F 投資事業有限責任組合	東京都港区西麻布一丁目8番7号	5,406	2.62
木暮正彦	岩手県北上市	4,000	1.94
株式会社エルテスキャピタル	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	3,571	1.73
株式会社丸喜堂	東京都新宿区新宿六丁目2番4号	3,432	1.67
計	—	164,795	79.97

(注) 当社は、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数について、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 171,234 A種優先株式 34,843	171,234 34,843	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 (注) 3.
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	206,077	—	—
総株主の議決権	—	206,077	—

- (注) 1. 定款に定める取得条項に基づき、2025年6月26日付で全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2025年6月11日開催の取締役会決議により、2025年6月26日付で当該A種優先株式の全てを消却しております。
2. 2025年6月27日開催の取締役会決議により、2025年7月15日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行うとともに、2025年6月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式2,060,000株、議決権の数は20,600個、単元未満株式の株式数は770株、発行済株式総数の株式数は2,060,770株、総株主の議決権の数は20,600個となっております。
3. A種優先株式の内容については、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 発行済株式」の注記4.に記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間(2024年12月1日から2025年5月31日まで)に係る中間財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当中間会計期間 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	152, 612	204, 705
売掛金	77, 870	150, 778
貯蔵品	26, 259	24, 993
前払費用	8, 425	5, 317
その他	513	45
貸倒引当金	△184	△356
流動資産合計	265, 496	385, 482
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	1, 567	1, 408
工具、器具及び備品(純額)	213	462
有形固定資産合計	1, 781	1, 870
投資その他の資産		
長期前払費用	35	-
繰延税金資産	22, 117	23, 275
その他	165	165
投資その他の資産合計	22, 317	23, 440
固定資産合計	24, 098	25, 311
資産合計	289, 595	410, 793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当中間会計期間 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	46,684	6,684
未払金	65,741	101,495
未払費用	11,568	10,402
未払法人税等	180	90
契約負債	10,912	13,021
預り金	8,306	15,808
賞与引当金	5,270	6,979
その他	9,482	17,154
流動負債合計	158,145	171,636
固定負債		
長期借入金	27,461	24,119
資産除去債務	314	314
固定負債合計	27,775	24,433
負債合計	185,920	196,070
純資産の部		
株主資本		
資本金	61,000	61,000
資本剰余金	11,000	11,000
利益剰余金	31,647	142,696
株主資本合計	103,647	214,696
新株予約権	27	27
純資産合計	103,674	214,723
負債純資産合計	289,595	410,793

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2024年12月 1 日
至 2025年 5月 31日)

営業収益	697, 395
営業費用	※ 626, 955
営業利益	70, 440
営業外収益	
受取利息	73
助成金収入	41, 364
その他	1
営業外収益合計	41, 439
営業外費用	
支払利息	589
支払手数料	1, 300
営業外費用合計	1, 889
経常利益	109, 991
税引前中間純利益	109, 991
法人税等	△1, 057
中間純利益	111, 048

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 2024年12月 1 日
 至 2025年 5月 31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	109,991
減価償却費	291
貸倒引当金の増減額(△は減少)	172
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,709
受取利息	△73
支払利息	589
支払手数料	1,300
助成金収入	△41,364
売上債権の増減額(△は増加)	△72,907
貯蔵品の増減額(△は増加)	1,266
前払費用の増減額(△は増加)	3,108
長期前払費用の増減額(△は増加)	35
未払金の増減額(△は減少)	34,572
未払費用の増減額(△は減少)	△1,123
未払消費税等の増減額(△は減少)	7,672
契約負債の増減額(△は減少)	2,109
預り金の増減額(△は減少)	7,502
その他	468
小計	55,318
利息の受取額	73
利息の支払額	△630
助成金の受取額	41,364
法人税等の支払額	△191
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,934
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△499
投資活動によるキャッシュ・フロー	△499
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△43,342
財務活動によるキャッシュ・フロー	△43,342
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	52,092
現金及び現金同等物の期首残高	152,612
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 204,705

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

- ※ 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月 31日)	
広告宣伝費	383,691 千円
賞与引当金繰入額	6,686 千円
貸倒引当金繰入額	172 千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月 31日)	
現金及び預金	204,705 千円
現金及び現金同等物	204,705 千円

(株主資本等関係)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月31日)
CtoBマッチングサービス	336,944
メディアサービス	360,451
顧客との契約から生じる収益	697,395

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5月31日)
1 株当たり中間純利益	53円89銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	111,048
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	111,048
普通株式の期中平均株式数(株) (うちA種優先株式(株))	2,060,770 (348,430)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年 度末から重要な変動があつたものの概要	—

- (注) 1. 当社は、2025年 7月 15日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っております。2025年 11月期
の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり中間純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であ
り、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社は、2025年 6月 11日開催の取締役会の普通決議により、2025年 6月 26日付で A 種優先株式のすべてに
ついて、定款に定める取得条項に基づき取得し、その対価として普通株式を交付しております。また、当社
が取得した A 種優先株式のすべてについて、会社法第 178 条に基づき同日付で消却しております。なお、当
社は、2025年 6月 27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止してお
ります。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年6月11日開催の取締役会において、A種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年6月26日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付ですべてのA種優先株式について、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。なお、当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 34,843株

(2) 交換により交付した普通株式数

34,843株

(3) 交換後の発行済普通株式数

206,077株

(発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用)

当社は、2025年6月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を行っております。

(1) 発行可能株式総数の変更

1,034,843株から210,843株減少し、当社の発行可能株式総数は824,000株となります。

(2) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(株式分割)

当社は、2025年6月27日開催の取締役会決議に基づき、2025年7月15日付で株式分割を行っております。

当該株式分割の内容は次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を向上させることで、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年7月14日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき10株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	206,077 株
今回の分割により増加する株式数	1,854,693 株
株式分割後の発行済株式総数	2,060,770 株
株式分割後の発行可能株式総数	8,240,000 株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2025年6月27日
基準日	2025年7月14日
効力発生日	2025年7月15日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映させております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月26日

ウリドキ株式会社
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

加藤健一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

笠原伸浩

監査人の結論

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているウリドキ株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第11期事業年度の中間会計期間（2024年12月1日から2025年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウリドキ株式会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上